

国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与の額については、東京大学役員給与規則により、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して総長が定めることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

- 法人の長
 - ・平成21年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を16%に改定した。
 - ・平成22年1月1日より、俸給月額を平均△0.3%改定した。
 - ・賞与の支給割合を年間△0.25月(夏季△0.15月、冬季△0.10月)分改定した。
- 理事
 - 法人の長に同じ
- 理事(非常勤)
 - 該当者なし
- 監事
 - 法人の長に同じ
- 監事(非常勤)
 - 該当者なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,433	千円 14,817	千円 6,291	千円 2,370 (教育研究連携手当) △46 (特例措置)	4月1日		
A理事	千円 19,071	千円 11,055	千円 4,693	千円 290 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,768 (教育研究連携手当) △36 (特例措置) 100 (入試手当)	4月1日		
B理事	千円 18,762	千円 11,055	千円 4,693	千円 82 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,768 (教育研究連携手当) △36 (特例措置)	4月1日		
C理事	千円 18,766	千円 11,055	千円 4,693	千円 86 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,768 (教育研究連携手当) △36 (特例措置)	4月1日		
D理事	千円 19,233	千円 11,055	千円 4,693	千円 368 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,768 (教育研究連携手当) △36 (特例措置) 184 (入試手当)	4月1日		

E理事	千円 18,934	千円 11,055	千円 4,693	千円 239 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,768 (教育研究連携手当) △36 (特例措置) 7 (入試手当) 7 (学位論文審査手当)	4月1日		
F理事	千円 5,841	千円 3,143	千円 2,195	千円 502 (教育研究連携手当)		7月13日	◇
G理事	千円 10,775	千円 7,233	千円 2,283	千円 118 (通勤手当) 1,157 (教育研究連携手当) △17 (特例措置)	7月14日		◇
H理事	千円 14,662	千円 10,107	千円 2,886	千円 80 (通勤手当) 1,617 (教育研究連携手当) △28 (特例措置)	4月1日		
I監事	千円 13,954	千円 8,730	千円 3,705	千円 149 (通勤手当) 1,396 (教育研究連携手当) △27 (特例措置)			
J監事	千円 13,980	千円 8,730	千円 3,705	千円 174 (通勤手当) 1,396 (教育研究連携手当) △27 (特例措置)		3月31日	*※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注4:「特例措置」とは、国家公務員の給与改定の状況を踏まえ、同様の措置として、平成22年1月に支給された給与において、平成21年4月から12月の俸給月額等及び夏季並びに冬季に支給された賞与の額の較差分を減額したものである。

注5:「入試手当」とは、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務に従事した場合に支給するものである。
(理事就任前において入試業務に従事したことにより支給されたもの)

注6:「学位論文審査手当」とは、審査委員会における論文の審査等の業務に従事した場合に支給するものである。
(理事就任前において論文の審査等の業務に従事したことにより支給されたもの)

注7:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注8:「前職」欄の「*※」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後国立大学法人等の役員となった者を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野の創成等、必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給の時期(原則1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・平成21年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を16%に改定した。
- ・平成22年1月1日より、俸給月額を平均△0.2%改定した。
- ・平成22年1月1日より、自宅に係る住居手当を廃止した。
- ・期末勤勉手当の支給割合を年間△0.35月(夏季△0.20月、冬季△0.15月)分改定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 5,936	歳 43.9	千円 7,892	千円 5,817	千円 149	千円 2,075
事務・技術	人 1,610	歳 42.4	千円 6,214	千円 4,638	千円 177	千円 1,576
教育職種 (大学教員)	人 3,215	歳 47.2	千円 9,596	千円 7,021	千円 151	千円 2,575
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 816	歳 34.6	千円 5,122	千円 3,844	千円 81	千円 1,278
技能・労務職種	人 17	歳 52.6	千円 5,738	千円 4,277	千円 126	千円 1,461
教育職種 (附属高校教員)	人 35	歳 45.6	千円 7,988	千円 5,972	千円 201	千円 2,016
医療職種 (病院医療技術職員)	人 242	歳 40.3	千円 5,864	千円 4,387	千円 171	千円 1,477
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	86	61.9	3,795	3,230	174	565
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	76	62.0	3,811	3,244	177	567
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	61.9	3,537	3,011	155	526

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1,023	38.3	6,227	6,076	153	151
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	71	43.2	4,707	3,570	191	1,137
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	918	37.8	6,345	6,322	151	23
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	39.8	5,218	3,896	82	1,322
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	55.4	11,016	8,234	170	2,782
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	34.4	4,562	3,474	150	1,088

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

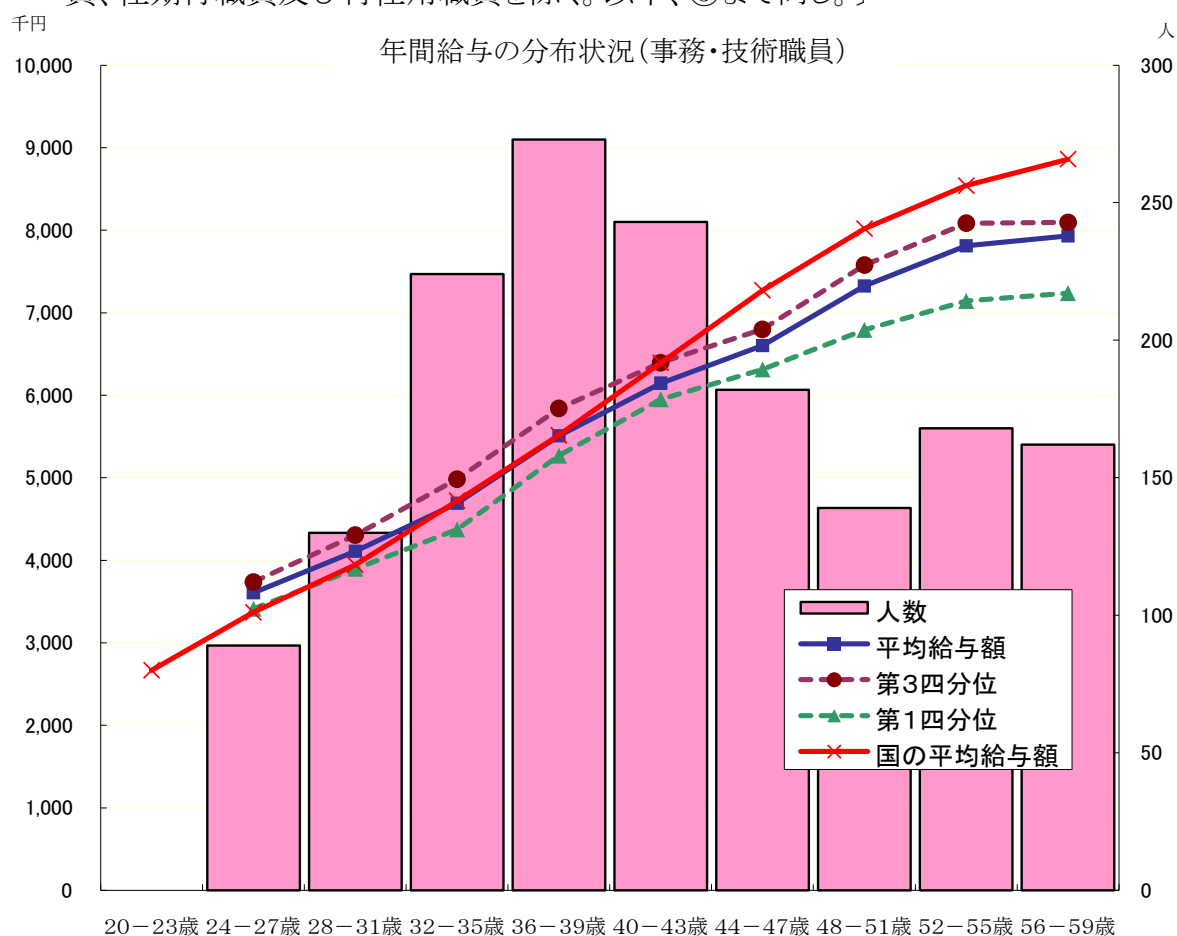
注5: 常勤職員の指定職種、再任用職員の医療職(病院看護師)、非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	34.5	6,714	5,050	132	1,664
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	34.5	6,714	5,050	132	1,664
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年俸制適用者を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	14	55.6	10,877	11,483	12,056
課長	74	53.6	9,011	9,313	9,812
副課長	170	54.7	7,305	7,590	7,900
主査・専門職	108	50.1	6,647	7,067	7,537
係長	630	43.7	5,853	6,242	6,654
主任	291	39.1	4,775	5,352	5,815
係員	323	30.7	3,767	4,105	4,377

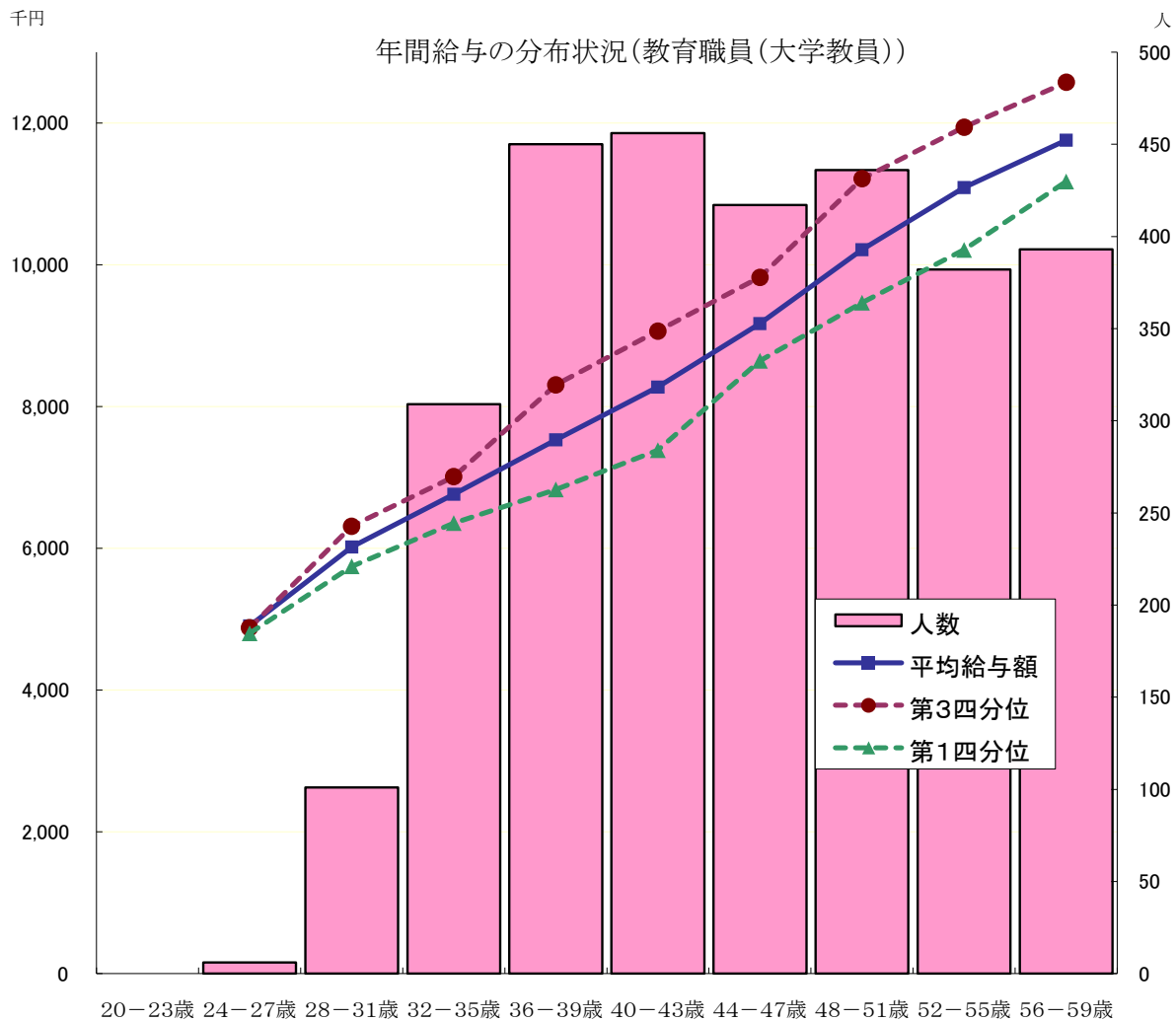
注:「部長」には、「統括長」を含む。

「課長」には、「事務長」、「グループ長」、「副統括長」を含む。

「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

「係長」には、「技術専門職員」を含む。

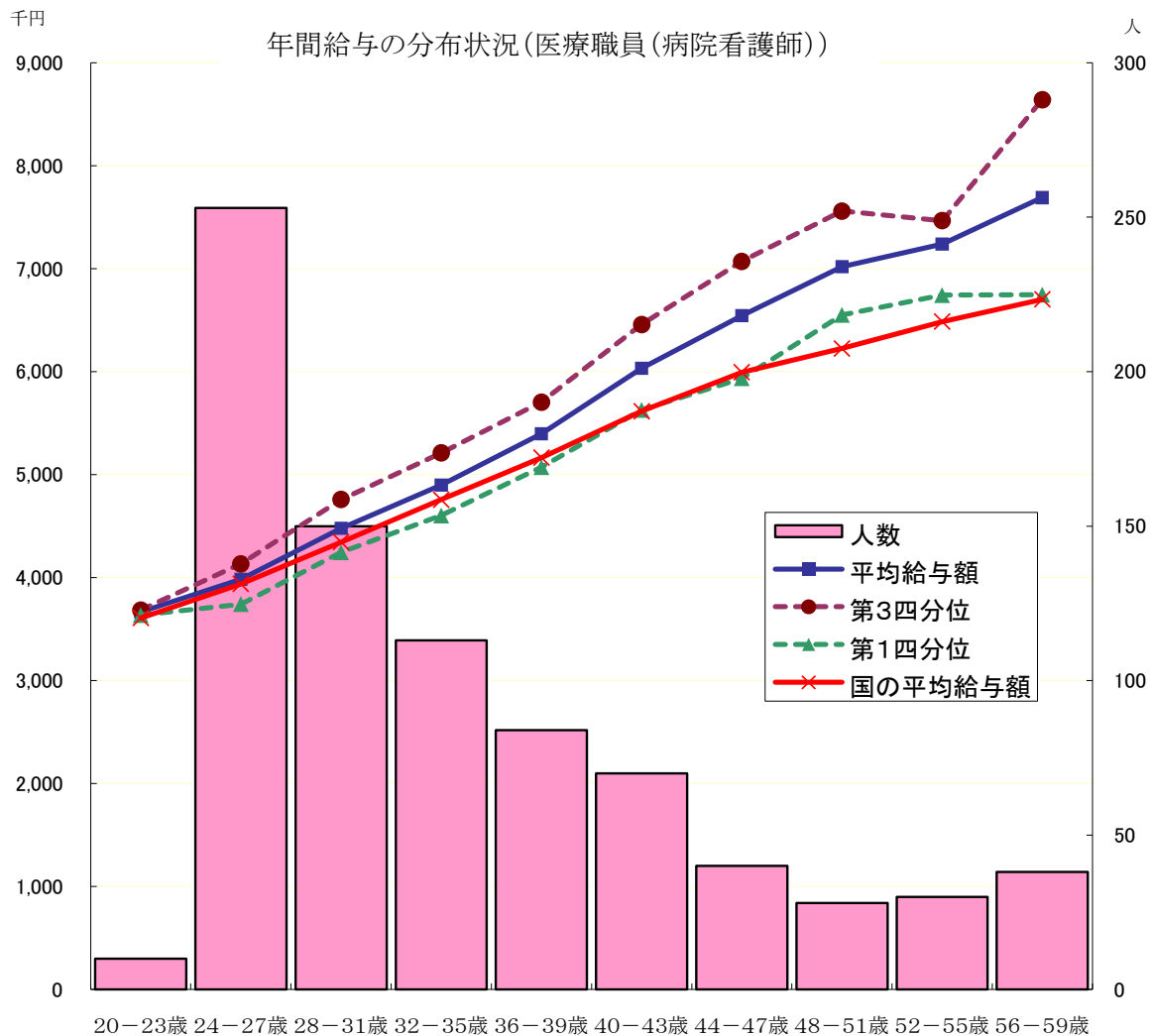
「係員」には、「一般職員」「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	1,217	54.9	11,043	12,316	11,796	11,043	12,316
准教授	821	44.9	8,703	9,632	9,143	8,703	9,632
講師	210	43.3	7,693	9,102	8,385	7,693	9,102
助教	935	39.3	6,500	7,391	6,932	6,500	7,391
助手	63	49.5	6,934	7,988	7,402	6,934	7,988
教務職員	1	-	-	-	-	-	-

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	2		-	-	-	-	-
副看護部長	4	54.3	-	-	8,733	-	-
看護師長	51	49.4	7,397	8,637	7,857	8,637	8,637
副看護師長	127	43.0	5,584	6,703	6,168	6,703	6,703
看護師	626	31.3	3,939	4,867	4,539	4,867	4,867
准看護師	6	56.8	5,636	5,955	5,812	5,955	5,955

注1:「看護部長」については該当者が2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。

注2:「副看護部長」については該当者が4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

注3:「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	技術専門職員 係長 主任 一般職員	副課長 技術専門職員 技術専門職員 係長	課長 副課長 技術専門職員	部長 課長 技術専門職員	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,610 人	92 人 (5.7%)	335 人 (20.8%)	825 人 (51.2%)	220 人 (13.7%)	80 人 (5.0%)	50 人 (3.1%)	6 人 (0.4%)	2 人 (0.1%)	0 人	0 人
年齢(最高～最低)		59 歳 24	46 歳 27	59 歳 33	59 歳 45	59 歳 41	59 歳 46	59 歳 51	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		3,712 千円 2,292	4,288 千円 2,433	6,070 千円 3,050	6,138 千円 4,198	7,263 千円 5,293	8,712 千円 5,542	9,473 千円 8,786	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		4,866 千円 3,059	5,636 千円 3,374	8,063 千円 4,233	8,411 千円 5,806	9,801 千円 7,277	11,258 千円 7,733	12,235 千円 11,326	}	}	}

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	3,215 人	1 人 (0.0%)	966 人 (30.0%)	213 人 (6.6%)	818 人 (25.4%)	1,217 人 (37.9%)	0 人
年齢(最高～最低)		}	62 歳 27	62 歳 29	62 歳 31	62 歳 39	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	6,610 千円 3,465	7,494 千円 4,389	8,239 千円 4,706	15,303 千円 6,051	}
年間給与額(最高～最低)		}	8,849 千円 4,668	10,024 千円 5,889	11,197 千円 6,385	19,214 千円 8,590	}

[年俸制適用者]

(教育職員(大学教員))

区分	計	
標準的な職位		助教
人員 (割合)	32 人	32 人 (100.0%)
年齢(最高～最低)		43 歳 26
所定内給与年額(最高～最低)		5,952 千円 3,645
年間給与額(最高～最低)		7,909 千円 4,800

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師 保健師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	816 人	6 人 (0.7%)	626 人 (76.7%)	130 人 (15.9%)	49 人 (6.0%)	5 人 (0.6%)	0 人	0 人
年齢(最高～最低)		59 歳 51	59 歳 22	59 歳 30	59 歳 39	59 歳 40	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		4,765 千円 4,131	5,401 千円 2,610	5,574 千円 3,517	6,808 千円 4,152	7,167 千円 5,495	}	}
年間給与額(最高～最低)		6,279 千円 5,538	7,219 千円 3,486	7,505 千円 4,740	9,226 千円 5,745	9,640 千円 7,302	}	}

注:事務・技術職員の8級、教育職員(大学教員)の1級においては該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.4%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	32.6%	34.3%
	最高～最低	42.7～33.0%	38.3～29.1%	40.0～31.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.9%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	32.1%	34.0%
	最高～最低	46.4～30.6%	41.9～28.3%	42.2～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7%	66.1%	64.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.3%	33.9%	36.0%
	最高～最低	46.4～28.5%	41.9～22.8%	44.0～28.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	68.1%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	31.9%	33.8%
	最高～最低	46.4～25.5%	41.9～25.8%	44.0～29.6%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.0%	62.6%	60.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.0%	37.4%	39.1%
	最高～最低	46.4～34.0%	41.9～30.3%	44.0～32.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.9%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	32.1%	34.0%
	最高～最低	46.4～31.4%	41.9～27.7%	42.2～29.4%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	94.9
対他の国立大学法人等	108.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	109.8
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	105.1
対他の国立大学法人等	109.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 94.9
	参考
	地域勘案 85.5
	学歴勘案 93.5
	地域・学歴勘案 84.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.0% (国からの財政支出額 106,804(百万円)、支出予算の総額 218,049(百万円)：平成21年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいですが、総額に占める割合は50%以下となっており、給与水準自体は適切なものであると考えている。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく所存である。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	105.1
	参考	地域勘案 100.9 学歴勘案 104.6 地域・学歴勘案 100.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本学の医療職員(病院看護師)については、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分のうち、ほぼ全ての職員が1級地(東京都特別区)に勤務しており、1級地から非支給までの全ての支給区分に勤務する国家公務員と比較されていることにより、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。 また、平成21年国家公務員給与等実態調査の公務員の適用俸給表別、級別、(最終学歴別)人員の医療職俸給表(三)によると、国家公務員の1級(准看護師)の構成割合が5.9%と本学の構成割合の0.7%と比較して著しく高く、この1級(准看護師)職員の構成比が異なる影響も対国家公務員指数を高くしているものと考えられる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.0% (国からの財政支出額 106,804(百万円)、支出予算の総額 218,049(百万円):平成21年度予算)	
	【検証結果】 本学医療職員(病院看護師)の給与水準については国家公務員の給与水準を超えているところであるが、これは給与水準の比較対象となる地域手当の支給区分や職員構成の相違によるものであり、給与水準自体は適正なものであると考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	本学医療職員(病院看護師)の対国家公務員指数が100を越えていることについては、給与水準の比較対象となる地域手当の支給区分や職員構成の相違によるものであると考えており、累積欠損額もないこと、平成18年度から国家公務員の給与構造改革の例に倣い、国家公務員に準じた給与表及び昇給制度等の改正を実施したことや、総人件費改革の取り組み状況も着実に実行していることから適切な水準であると考えている。	

○教育職員(大学教員)

教員職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 107.4

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

○比較対象職員の状況

・教育職員(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,215人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の32人 計 3,247人

32人の平均年齢34.5歳、平均年間給与額6,714千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	56,765,762	58,931,598	△ 2,165,836	(△3.7)	△ 2,832,358	(△4.8)
退職手当支給額 (B)	5,788,483	6,690,057	△ 901,574	(△13.5)	2,212,706	(61.9)
非常勤役職員等給与 (C)	27,940,427	24,902,185	3,038,242	(12.2)	13,465,759	(93.0)
福利厚生費 (D)	9,014,595	9,204,508	△ 189,913	(△2.1)	511,580	(6.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	99,509,267	99,728,348	△ 219,081	(△0.2)	13,357,687	(15.5)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、教職員採用可能数(定員)枠の削減、給与構造改革に伴う俸給表・俸給制度の見直し、国家公務員給与改定の状況を踏まえ給与水準の見直しを行ったことにより、対前年度比3.7%の減となった。

「最広義人件費」においては、定年退職者が前年度に比べ減少したこと等による退職手当支給額の減(対前年度比13.5%の減)、外部資金の獲得の増加に伴う非常勤役職員等給与の増(対前年度比12.2%の増)等のため、全体として対前年度0.2%の減となった。

(中期目標)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期計画)

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	61,213,522	59,399,322	59,471,081	58,931,598	56,765,762
人件費削減率 (%)		△3.0%	△2.8%	△3.7%	△7.3%
人件費削減率(補正值)(%)		△3.0%	△3.5%	△4.4%	△5.6%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし